

平成 29 年 12 月 19 日

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔一般財団法人 神戸国際観光コンベンション協会〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	壬	生		潤
同	平	井	真	千子

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した平成 29 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

一般財団法人神戸国際観光コンベンション協会（以下「協会」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの財政援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成 28 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

平成 29 年 8 月 28 日～平成 29 年 12 月 19 日

3 監 査 の 方 法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団 体 の 概 要

(1) 設立の趣旨

協会は、観光事業を国内外において推進するとともに、コンベンションの誘致・支援等の事業を行うことにより、神戸経済の発展と市民文化の向上、さらには国際交流及び国際親善に寄与することを目的としている。昭和 62 年 4 月に財団法人神戸国際観光協会として設立され、平成 11

年４月に、解散した財団法人神戸国際交流協会からコンベンション事業を引き継ぎ、財団法人神戸国際観光コンベンション協会に名称が変更され、平成２５年４月に一般財団法人に移行した。

地方創生の一環として、観光地経営の視点に立った地域の舵取り役として観光地域づくりを担う法人である日本版DMO（※）を組織形成する取組みが国において進められており、本市においても準備を進めているところである。新組織は協会の名称を一般財団法人神戸観光局に変更して設立される予定である。

※日本版DMO（Destination Management/Marketing Organization）とは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人をいう。（国土交通省観光庁HPより）

（２）本市との関係

① 出捐

協会の基本財産は、１億３,０００万円であり、本市が全額出捐している。

② 財政援助

ア 補助金

平成２８年度は、ポートアイランド地区活性化事業助成金として１００万円を交付している。

イ 貸付金

平成２８年度には、短期貸付金として８億４,０００万円（アマゾン館建設資金１億９,９００万円、第３展示場建設資金６億４,１００万円）の貸付を行っていたが、平成２９年２月に全額返済され、以後貸付は行われていない。

③ 公の施設の指定管理

ア 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第１表のとおりである。

第 １ 表 指 定 管 理 料 等

（単位 金額：千円）

	神戸市有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）・神戸市立有馬温泉観光交流センター（有馬の工房）	神戸国際会議場・神戸国際展示場※１	神戸市立太閤の湯殿館
指 定 期 間	平成２６年度～平成２９年度	平成２８年度～平成３１年度	平成２７年度～平成２９年度
指 定 管 理 料	－（利用料金制）	－（利用料金制）	４,０７２（利用料金制）
収 入 合 計	２６５,８６０	１,２８９,９９３	６,４５９
（うち利用料金収入）	（２０８,０５６）	（８２３,４９８）	（１,７６４）
（うち本市への納付金）	（７,６４１）	（２０６,０９０）※２	（－）
（修繕費※３）	（４,０９６）	（３５,２０５）	（１８３）

※１ 指定管理者は神戸コンベンションコンソーシアムであり、代表団体が協会、その他の構成団体が日本コンベンションサービス㈱、㈱神戸ポートピアホテルである。

※２ 納付金には、新たな施設の魅力向上のための投資にかかる経費が協定額（平成２８年度５０,０００千円）に満たないことによる差額納付金（３０,１５１千円）を含む。

※３ 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算しており、指定管理者負担分を記載している。

* 上記の他、神戸市立須磨海浜水族園の指定管理者である共同事業体の構成団体の一員となっている。

イ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成28年度の総合評価(AAA, AA, A, B, C)及び主な所見は第2表のとおりである。

第2表 総合評価及び主な所見

	神戸市有馬温泉の館（金の湯・銀の湯）・神戸市立有馬温泉観光交流センター（有馬の工房）	神戸国際会議場・神戸国際展示場	神戸市立太閤の湯殿館
総合評価 ※	AA	AA	—（非公募）
主な所見	増加する訪日外国人への利便性向上とPRを図るため、HPの多言語化をはかり、入浴マナーをイラストで説明した施設ガイドを作成し、入浴時にフロントで説明・配布するなど、おもてなし向上に努めたことも評価できる。変わり湯・ドライミスト・水飲み場を作るなど来館者向けのサービス向上に関しても評価できる。	会議場の稼働率が目標を下回っているものの、限られたリソースの中で努力している。神戸医療産業都市にも合致した取り組みも行っており評価できる。	入館者数は、無料、有料ともに前年度を上回っており、また満足度も上昇していることは評価できる。一方で、リピーター獲得は依然として課題であるため、展示物の工夫や特別展、有馬4施設での連携など、更なる魅力向上を期待したい。

※ 総合評価は、公募施設において、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、AAは、運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っているものである。

④ 職員数

平成28年度末の職員数は60人であり、うち本市派遣職員は6人である。

(3) 事業の概要

協会及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第3表 協会及び主な事業所の所在地

	事業所	所在地
協会（事務所）		中央区港島中町6丁目9-1
観光案内所	神戸市総合インフォメーションセンター	中央区雲井通8丁目
	新神戸駅観光案内所	中央区加納町1丁目3-1
	北野観光案内所	中央区北野町3丁目10-20
指定管理施設	神戸国際会議場	中央区港島中町6丁目9-1
	神戸国際展示場	中央区港島中町6丁目11-1
	須磨海浜水族園	須磨区若宮町1丁目3-5
	有馬温泉金の湯	北区有馬町833
	有馬温泉銀の湯	北区有馬町1039-1
	太閤の湯殿館	北区有馬町1642
	有馬の工房	北区有馬町1019
他	萌黄の館	中央区北野町3丁目10-11

協会の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第4表のとおりである。

① 観光誘致宣伝事業

神戸への観光客誘致のため、本市、神戸商工会議所及び市内の宿泊施設・観光施設や旅行会社等で構成される Feel KOBE 観光推進協議会や神戸市観光・ホテル旅館協会等との連携を通じて、国内・海外に対して、誘致宣伝事業を推進した。

② 観光客受入事業

観光案内所（総合インフォメーションセンター、新神戸駅観光案内所、北野観光案内所）の運営、クルーズ客船の誘致・受入、神戸街遊券の発行等による観光客の利便性及び回遊性の向上、観光タクシー乗務員に対する研修の実施等によるおもてなしの向上に取り組んだ。

③ 観光推進事業

神戸観光を推進するため、神戸ルミナリエをはじめ様々な行事やイベントに協賛・協力するとともに、開催に携わった。

④ フィルムオフィス事業

神戸フィルムオフィスを中心に関係機関と連携を図りながら神戸での映画・テレビ（ドラマ・情報番組）などの撮影支援ならびに撮影誘致活動を行い、神戸のまちの魅力を広く発信した。

⑤ MICE（※）誘致・推進事業

神戸への MICE 誘致・推進のため、関西エリア及び首都圏をはじめ全国的に誘致活動を行うとともに、海外見本市へ出展し、MICE 誘致プロモーション活動を展開し、MICE 関係団体と連携のもと、主催者・事務局へのサポートサービスに努めた。また、海洋の科学技術に関する国際コンベンションであるテクノオーシャン 2016 を企画・実施した。

※MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称をいう。(国土交通省観光庁 HP より)

⑥ 国際会議場、国際展示場の管理・運営

指定管理者として、利便性向上、誘致営業、施設の魅力向上と維持管理に取り組むとともに神戸コンベンションセンター協議会事業の展開に努めた。

⑦ 観光関連施設の管理・運営

指定管理者として、有馬温泉 4 施設（金の湯、銀の湯、有馬の工房、太閤の湯殿館）を管理、運営し、利用者へのサービス向上を図るとともに、観光客の回遊性、利便性の向上に努めた。また、北野観光の核として国指定重要文化財である萌黄の館を民間所有者から借り受けて公開し、風見鶏の館とも連携しながら、北野を訪れる観光客へのサービス向上を図った。また、須磨海浜水族園では、指定管理者である共同事業体（代表企業：㈱ウエスコ、構成企業：㈱名鉄インプレス、㈱アクアート）の構成団体の一員として、民間企業と共に、長年蓄積してきた施設の管理・運営ノウハウを発揮し、利用者にサービスを提供した。

⑧ ポートピア 81 記念基金による補助事業

国際交流と地域経済・文化の発展向上を目的として、第 57 回日本神経学会学術大会、第 32 回世界医学検査学会、模擬国連世界大会などの国際会議等への補助を行った。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

(比率：%)

項 目			平成28年度	平成27年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
観 光 案 内 所	神戸市総合インフォメーションセンター		利 用 人 数	192,559人	174,886人	17,673人	10.1
	新 神 戸 駅 観 光 案 内 所		利 用 人 数	114,211人	129,292人	△15,081人	△11.7
	北 野 観 光 案 内 所		利 用 人 数	43,069人	44,420人	△1,351人	△3.0
指 定 管 理 施 設	神戸国際会議場	国際会議	利 用 件 数	60件	39件	21件	53.8
			参加のべ人数	255,684人	179,059人	76,625人	42.8
		国内会議	利 用 件 数	196件	192件	4件	2.1
			参加のべ人数	54,892人	94,437人	△39,545人	△41.9
	神戸国際展示場	利 用 件 数	185件	133件	52件	39.1	
		日 数	280日	288日	△8日	△2.8	
		参加のべ人数	891,363人	954,078人	△62,715人	△6.6	
	有馬温泉の館「金の湯」	入 館 者 数	284,116人	315,803人	△31,687人	△10.0	
	有馬温泉の館「銀の湯」	入 館 者 数	111,821人	63,604人	48,217人	75.8	
	太閤の湯殿館	入 館 者 数	13,407人	11,720人	1,687人	14.4	
有馬の工房	入 館 者 数	100,098人	96,372人	3,726人	3.9		
他	フィルムオフィス事業		撮影支援件数	141件	141件	0件	0.0
	萌黄の館の公開		入 館 者 数	146,941人	189,873人	△42,932人	△22.6
	ポートピア81記念基金		補助件数	32件	44件	△12件	△27.3

(4) 経営状況及び財政状態

協会の会計は、公益法人基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

① 経営状況

経営状況は、第 5 表のとおりである。

第 5 表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	平成 28 年 度		平成 27 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一 般 正 味 財 産 増 減 の 部						
【 経 常 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 収 益 (a)	2,383,768	100.0	2,294,582	100.0	89,186	3.9
① 基 本 財 産 運 用 益	-	-	0	0.0	0	皆減
② 特 定 資 産 運 用 益	9,928	0.4	11,520	0.5	△ 1,591	△ 13.8
③ 受 取 会 費	2,317	0.1	2,255	0.1	62	2.8
④ 事 業 収 益	1,890,963	79.3	1,853,217	80.8	37,745	2.0
コンベンション推進事業収益	9,698	0.4	6,881	0.3	2,817	40.9
アマゾン館事業収益	40,784	1.7	41,808	1.8	△ 1,023	△ 2.4
第 3 展 示 場 事 業 収 益	76,739	3.2	79,038	3.4	△ 2,299	△ 2.9
金・銀の湯等事業収益	268,343	11.3	259,225	11.3	9,118	3.5
観光付帯事業収益	205,402	8.6	261,049	11.4	△ 55,646	△ 21.3
会議場・展示場事業収益	1,289,993	54.1	1,205,214	52.5	84,778	7.0
⑤ 受 取 補 助 金 等	101,645	4.3	230,566	10.0	△ 128,920	△ 55.9
観光事業受取補助金	9,100	0.4	24,600	1.1	△ 15,500	△ 63.0
コンベンション推進事業受取補助金	4,582	0.2	116,568	5.1	△ 111,985	△ 96.1
観光案内所事業受託収益	87,963	3.7	89,397	3.9	△ 1,434	△ 1.6
⑥ 受 取 負 担 金	307,660	12.9	108,057	4.7	199,602	184.7
観光事業受取負担金	116,034	4.9	52,706	2.3	63,328	120.2
フィルムオフィス事業受取負担金	55,330	2.3	51,375	2.2	3,955	7.7
コンベンション推進事業負担金	132,319	5.6	-	-	132,319	皆増
金・銀の湯等事業受取負担金	3,976	0.2	3,976	0.2	0	0.0
⑦ 受 取 寄 附 金	65,407	2.7	77,026	3.4	△ 11,619	△ 15.1
⑧ 雑 収 益	5,845	0.2	11,937	0.5	△ 6,091	△ 51.0
(2) 経 常 費 用 (b)	2,376,771	100.0	2,200,699	100.0	176,071	8.0
① 事 業 費	2,290,116	96.4	2,105,053	95.7	185,063	8.8
観光事業費	144,064	6.1	139,081	6.3	4,983	3.6
フィルムオフィス事業費	53,593	2.3	55,848	2.5	△ 2,255	△ 4.0
観光案内所事業費	87,429	3.7	88,346	4.0	△ 916	△ 1.0
コンベンション推進事業費	157,628	6.6	113,731	5.2	43,896	38.6
アマゾン館事業費	8,427	0.4	9,015	0.4	△ 588	△ 6.5
第 3 展 示 場 事 業 費	20,331	0.9	22,251	1.0	△ 1,919	△ 8.6
金・銀の湯等事業費	249,696	10.5	226,607	10.3	23,088	10.2
観光付帯事業費	144,714	6.1	217,017	9.9	△ 72,303	△ 33.3
会議場・展示場事業費	1,222,922	51.5	1,087,910	49.4	135,011	12.4
ポートピア 81 記念基金事業費	65,407	2.8	77,026	3.5	△ 11,619	△ 15.1
減 価 償 却 費	135,900	5.7	68,215	3.1	67,685	99.2
② 管 理 費	86,655	3.6	95,646	4.3	△ 8,991	△ 9.4
評価損益等調整前当期経常増減額 (A=a-b)	6,996	-	93,882	-	△ 86,885	△ 92.5
評 価 損 益 等 計 (B)	△ 44,845	-	△ 14,142	-	△ 30,702	217.1
特 定 資 産 評 価 損 益 等	△ 44,845	-	△ 7,569	-	△ 37,275	492.4
投 資 有 価 証 券 評 価 損 益 等	-	-	△ 6,573	-	6,573	皆減
当 期 経 常 増 減 額 (C=A+B)	△ 37,848	-	79,739	-	△ 117,588	△ 147.5
【 経 常 外 増 減 の 部 】						
(1) 経 常 外 収 益 (c)	-	-	19,265	-	△ 19,265	皆減
当 期 経 常 外 増 減 額 (D=c)	-	-	19,265	-	△ 19,265	皆減
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額 (E=C+D)	△ 37,848	-	99,005	-	△ 136,854	△ 138.2
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高 (F)	1,719,892	-	1,620,887	-	99,005	6.1
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高 (G=E+F)	1,682,043	-	1,719,892	-	△ 37,848	△ 2.2
II 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部						
① 特 定 資 産 運 用 益	5,390	-	7,781	-	△ 2,390	△ 30.7
② 一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 65,407	-	△ 77,026	-	11,619	△ 15.1
当 期 指 定 正 味 財 産 増 減 額 (H)	△ 60,016	-	△ 69,245	-	9,228	△ 13.3
指 定 正 味 財 産 期 首 残 高 (I)	1,181,754	-	1,250,999	-	△ 69,245	△ 5.5
指 定 正 味 財 産 期 末 残 高 (J=H+I)	1,121,737	-	1,181,754	-	△ 60,016	△ 5.1
III 正 味 財 産 期 末 残 高 (K=G+J)	2,803,780	-	2,901,646	-	△ 97,865	△ 3.4

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比 較 貸 借 対 照 表

(単位 金額：千円，比率：％)

科 目	平成 28 年 度		平成 27 年 度		対 前 年 度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	3,817,628	100.0	4,712,736	100.0	△ 895,108	△ 19.0
I 流 動 資 産	1,072,700	28.1	1,043,961	22.2	28,739	2.8
1 現 金 預 金	819,735	21.5	450,925	9.6	368,809	81.8
2 未 収 金	140,251	3.7	75,637	1.6	64,614	85.4
3 売 掛 金	76,359	2.0	76,098	1.6	260	0.3
4 前 払 金	1,784	0.0	1,742	0.0	42	2.4
5 立 替 金	86	0.0	87	0.0	0	△ 1.1
6 有 価 証 券	-	-	404,327	8.6	△ 404,327	皆減
7 商 品 材 料	449	0.0	632	0.0	△ 183	△ 29.0
8 保 証 金	31,033	0.8	31,510	0.7	△ 476	△ 1.5
9 短 期 貸 付 金	3,000	0.1	3,000	0.1	0	0.0
II 固 定 資 産	2,744,927	71.9	3,668,774	77.8	△ 923,847	△ 25.2
1 基 本 財 産	130,000	3.4	130,000	2.8	0	0.0
(1) 現 金 預 金	130,000	3.4	130,000	2.8	0	0.0
2 特 定 資 産	1,739,598	45.6	1,872,719	39.7	△ 133,121	△ 7.1
(1) 退 職 給 付 引 当 資 産	421,000	11.0	395,793	8.4	25,207	6.4
(2) 減 価 償 却 引 当 資 産	326,861	8.6	425,172	9.0	△ 98,311	△ 23.1
(3) ポ ー ト ピ ア 81 記 念 基 金	991,737	26.0	1,051,754	22.3	△ 60,016	△ 5.7
3 そ の 他 固 定 資 産	875,328	22.9	1,666,055	35.4	△ 790,726	△ 47.5
(1) 建 物	869,683	22.8	1,004,954	21.3	△ 135,270	△ 13.5
(2) 什 器 備 品	1,145	0.0	1,331	0.0	△ 186	△ 14.0
(3) 投 資 有 価 証 券	2,000	0.1	2,000	0.0	0	0.0
(4) コ ン ペ ン シ ョ ン 推 進 積 立 資 産	-	-	119,542	2.5	△ 119,542	皆減
(5) 修 繕 積 立 資 産	-	-	538,226	11.4	△ 538,226	皆減
(6) 長 期 貸 付 金	2,500	0.1	-	-	2,500	皆増
負 債 及 び 正 味 財 産	3,817,628	100.0	4,712,736	100.0	△ 895,108	△ 19.0
負 債	1,013,847	26.6	1,811,089	38.4	△ 797,242	△ 44.0
I 流 動 負 債	592,847	15.5	1,415,296	30.0	△ 822,449	△ 58.1
1 未 払 金	480,159	12.6	439,049	9.3	41,110	9.4
2 買 掛 金	1,532	0.0	1,693	0.0	△ 160	△ 9.5
3 前 受 金	22,820	0.6	28,027	0.6	△ 5,207	△ 18.6
4 預 り 金	6,858	0.2	16,094	0.3	△ 9,236	△ 57.4
5 預 り 保 証 金	49,500	1.3	49,500	1.1	0	0.0
6 未 払 消 費 税	4,369	0.1	12,959	0.3	△ 8,590	△ 66.3
7 未 払 法 人 税	27,607	0.7	27,972	0.6	△ 364	△ 1.3
8 短 期 借 入 金	-	-	840,000	17.8	△ 840,000	皆減
II 固 定 負 債	421,000	11.0	395,793	8.4	25,207	6.4
1 退 職 給 付 引 当 金	421,000	11.0	395,793	8.4	25,207	6.4
正 味 財 産	2,803,780	73.4	2,901,646	61.6	△ 97,865	△ 3.4
I 指 定 正 味 財 産	1,121,737	29.4	1,181,754	25.1	△ 60,016	△ 5.1
1 寄 付 金	1,121,737	29.4	1,181,754	25.1	△ 60,016	△ 5.1
(うち基本財産への充当額)	(130,000)	(3.4)	(130,000)	(2.8)	(0)	(0.0)
(うち特定資産への充当額)	(991,737)	(26.0)	(1,051,754)	(22.3)	(△60,016)	(△5.7)
II 一 般 正 味 財 産	1,682,043	44.1	1,719,892	36.5	△ 37,848	△ 2.2
(うち特定資産への充当額)	(326,861)	(8.6)	(425,172)	(9.0)	(△98,311)	(△23.1)

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を決定する理事会の義務はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 7 表のとおりである。

第 7 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・公益通報者保護に関する規程	平成23年4月1日施行
	・監事による監査 (事業、財務諸表、公益目的支出計画実施報告)	決算監査年 1 回実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年 1 回実施
	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務遂行の確保に関する要綱	平成19年4月施行 平成25年4月最終改正
	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務遂行の確保に関する要綱施行細則	平成19年4月施行 平成25年4月最終改正
	・経営推進部におけるコンプライアンスの取組	異例事態においては、弁護士相談などで対応。
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	平成26年5月に部長級職員2名に実施した。 また、適宜、資料回覧を実施した。
情報の保存及び管理	・文書管理規程	昭和62年4月施行 平成29年4月最終改正
	・情報公開要綱	平成14年4月施行 平成28年4月最終改正
	・情報公開要綱施行細則	平成14年4月施行 平成28年4月最終改正
	・情報公開審査会規程	平成10年4月施行 平成27年10月最終改正
	・個人情報保護規程	平成10年4月施行 平成27年10月最終改正
	・個人情報保護規程 運用規程	平成17年4月施行 平成25年4月最終改正
損失の危険の管理	・情報セキュリティーポリシー	平成22年3月施行 平成27年7月最終改正
	・防災組織計画	毎年年度当初に改正
	・情報伝達訓練	毎年年度当初に実施
効 率 性	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。事業及び予算執行については、「事業計画及び予算」にもとづき、半期と第3四半期に役員に説明している。
	・処務規程	昭和62年4月施行 平成29年4月最終改正
	・公印規程	昭和62年4月施行 平成25年4月最終改正

5 監査の結果

協会の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

協会は設立以来、国内外において観光事業を推進してきた。近年本市への訪日外国人観光客数は増加傾向にあるものの、近隣の大阪市、京都市に比べるとはるかに少ない水準にとどまっている。また、観光客は国内外とも日帰り客に偏っており、いかにして経済効果の大きい滞在型観光を推進していくかという課題を抱える。現在本市では、観光地経営の視点に立った地域の舵取り役として新組織を立ち上げているところであり、協会がその役割を担うこととなっている。新組織において、幅広い事業者や市民等との連携による観光コンテンツの開発と地域ぐるみのおもてなしの充実、近隣自治体等との連携による地域観光の促進及び地域の魅力を伝える情報発信力の向上等により、国内外におけるブランド力の強化、特に今後も増加が期待されるインバウンドにおける訪問者・宿泊者の増加に向けての取組を推進されたい。

(1) 経営に関する事項について（第5表参照）

平成28年度の経常収益は23億8,376万円で前年度に比べ8,918万円（3.9%）の増加、経常費用は23億7,677万円で前年度に比べ1億7,607万円（8.0%）の増加であり、差引評価損益等調整前当期経常増減額は699万円の増、評価損益等調整後の当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額は3,784万円の減となった。

経常収益が増加したのは主として、神戸開港150年記念受託事業の増に伴う会議場・展示場事業収益の増加や観光プロモーション推進及びMICE推進体制の強化に伴う本市からの負担金収入の増加によるものである。一方、経常費用が増加したのは主として、神戸開港150年記念受託事業の増に伴う経費の増加や指定管理における本市への納付金の増額に伴う会議場・展示場事業費の増加、減価償却費の増加によるものである。このうち、減価償却費の増加については、当期経常増減額及び当期一般正味財産増減額が前年度に比べ減少した主な理由となるものであるが、これは、本市の須磨海浜水族園再整備計画が明らかになったことに伴い、協会所有のアマゾン館の償却期間を大幅に短縮したため、減価償却費は前年度に比べ6,768万円増加した。

事業面では、国内外における観光事業の推進及びコンベンションの誘致・支援等、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業については市街地観光活性化のための地域イベントに係る経費の助成という補助金の交付目的を達成しているものと認められた。

また、神戸市有馬温泉の館、神戸市立有馬温泉観光交流センター、神戸国際会議場・神戸国際展示場及び神戸市立太閤の湯殿館における指定管理については、条例、指定管理協定書に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められた。

なお、指定管理業務や観光付帯事業等の収益事業については、公募による競合や事業縮小に伴い収益環境が厳しくなっている。円滑な組織の運営を進め、設立の目的を果たしていくために、運営の一層の効率化等により自主財源の確保に努められたい。

(2) 財務に関する事項について（第 6 表参照）

平成 28 年度末の資産は 38 億 1,762 万円で、前年度末に比べ 8 億 9,510 万円（19.0%）減少し、負債は 10 億 1,384 万円で、前年度末に比べ 7 億 9,724 万円（44.0%）減少した。これらは主として、固定資産である修繕積立資産及びコンベンション推進積立資産等を取り崩し、流動負債である短期借入金の返済に充当したこと等によるものである。なお、本市の協会に対する短期貸付金は、これにより平成 29 年 2 月に全額が返済され、以後貸付は行われていない。

正味財産は 28 億 378 万円で、前年度末に比べ 9,786 万円（3.4%）減少している。これは主として、指定正味財産であるポートピア 81 記念基金を取り崩し、国際会議への補助等を行ったこと等によるものである。

(3) 指摘事項

① 財産管理に関する事務

ア 手許資金の管理を適正に行うべきもの

協会では、事業の円滑な運営のため、少額の支払いに備え所属ごとに手許資金をおいている。会計規程では、手許資金の管理責任者である課長は、資金を厳重に保管すること、また経理事務担当者である部長は、毎日の出納閉鎖後、現金の残高を関係帳簿と照合することが規定されている。整理簿により現金管理を行っているが、一部の所属を除き日々の現金と整理簿の照合が行われていなかった。整理簿の現金残高欄に現金との照合確認欄を設けるなど、適正な現金管理を行うべきある。

また、会計規程によると、手許資金の管理責任者は毎月末締めで当該月の使用状況について証拠書類を付して経理事務担当者に報告しなければならないと規定されており、協会で作成している運用ガイドラインでも、1 か月以内に精算することとされている。しかし、使用後 1 か月を超えた領収書による精算が恒常的に行われていた。規程等に基づき適正に精算を行うべきである。

② 指定管理に関する事務

ア 物品管理を適正に行うべきもの

指定管理に係る協定書及び仕様書によると、指定管理者が利用料金収入等で購入した物品は本市の所有に属するものとされており、また、指定管理者は物品管理簿を備えてその保管に係る物品を整理し、購入等の異動について本市に報告することとされている。協会では物品管理簿を作成していたが、平成 28 年度に購入した物品について記載されていないものが

あった。また、購入等の異動について、本市への報告が行われていなかった。協定書等に基づき適正な物品管理を行うべきである。

(事例)

物品名	購入金額
電子レンジ（有馬温泉の館(銀の湯)）	19,980 円
デジタル体重計（有馬温泉の館(銀の湯)）	68,040 円
サウナ室時計（有馬温泉の館(銀の湯)）	18,360 円
カラープリンター(国際会議場・国際展示場)	205,200 円
国際展示場貸出用デジタルミキサー	637,200 円
ノートパソコン(国際会議場・国際展示場)	176,040 円

また、有馬温泉の館及び有馬温泉観光交流センター指定管理に係る仕様書によると、本市が貸与する物品は協定書に別添の備品台帳によるとされているが、備品台帳は協定書に添付されておらず、作成されていなかった。本市所管局は、備品台帳を作成し、貸与する物品を指定管理者に明示するべきである。

イ 施設の管理を適正に行うべきもの

(7) 施設管理における法定資格者の選任及び確認について

指定管理に係る仕様書によると、指定管理者は所定の法定資格者を選任し、本市に対して法定資格者選任一覧表及び選任したものが資格を有することを証明する書類の写しを提出することとされている。しかし、下記の施設について法定資格者選任一覧表は提出されていたが、資格を有することを証明する書類の写しは提出されていなかった。

(事例)

有馬温泉の館、有馬温泉観光交流センター、太閤の湯殿館、国際会議場・国際展示場
--

また、国際会議場・国際展示場については、仕様書において選任することとされている下記の資格者について、法定資格者選任一覧表及び選任したものが資格を有することを証明する書類の写しがともに提出されていなかった。

(事例)

防火管理者、防災センター要員、冷凍保安責任者、ボイラー・タービン主任技術者

仕様書に基づき、適正に法定資格者選任の手続きを行うべきである。また、本市所管局は適正に書類を提出させて確認を行うべきである。

(4) 施設管理の実施及び報告について

国際展示場の指定管理に係る仕様書で実施が定められている法定点検、定期点検について、設備が不存在または不使用等の理由により行っていない事例があった。

(事例)

自家発電設備点検、I T V設備保守点検、電動天窓ルーバー（1号館）設備保守点検 映写設備保守点検
--

また、指定管理に係る仕様書で施設管理業務の実施に関して定められている保全業務に関する報告書の毎月 1 回の本市への提出が下記の施設で行われていなかった。

(事例)

有馬温泉の館（一部業務について）、国際会議場・国際展示場

仕様書に基づき、適正に施設管理の報告を行うべきである。また本市所管局は適正に履行確認を行うとともに、不存在、不使用の施設について仕様書の見直しを行うべきである。

(ウ) 施設管理の再委託等について

指定管理に係る協定書では業務の再委託等を制限しており、第三者に再委託等を行う場合は本市による事前承諾と契約書の写し等の提出を定めている。指定管理者は施設管理業務等について再委託等を行っているが、下記の事例があった。

協定書に基づき適正に所定の手続きを行うべきである。また、本市所管局は再委託等の内容について適正に確認するべきである。

(事例)

有馬温泉の館及び 有馬温泉観光交流センター	事前承諾を得ず、契約書等の写しの提出も行っていない。
国際会議場及び国際展示場	事前承諾は得ているが、契約書等の写しの提出を行っていない。

(エ) 施設・設備管理台帳の整備について

指定管理に係る仕様書によると、指定管理者は、施設・設備管理台帳の作成（電子データ）及び整理（機器仕様・修繕・保守・点検の履歴等）を行い、保守・点検、修繕等の完了後ただちにその内容、完了日、施工業者等を台帳に記載することとされている。しかし、下記の施設について施設・設備管理台帳は作成されていなかった。

仕様書に記載のとおり、台帳の作成および整理を行うべきである。

(事例)

有馬温泉の館、有馬温泉観光交流センター、太閤の湯殿館、国際会議場・国際展示場
--

ウ 行政財産の使用料の支払いを適正に行うべきもの

有馬温泉の館及び有馬温泉観光交流センターにおいて、指定管理者である協会は、行政財産の使用許可を受け、自販機等の設置を行っているが、使用料の支払いについて下記の事例があった。

協会及び本市所管局は、許可書に基づき適正に支払い手続きを行うべきである。

(事例)

施設名	期	使用許可書の納期限	支払日
有馬温泉の館（金の湯）	後期	平成 28 年 11 月 30 日	平成 29 年 1 月 19 日
有馬温泉の館（銀の湯）	後期	平成 28 年 11 月 30 日	平成 29 年 1 月 19 日
有馬温泉観光交流センター(※)	前期	平成 28 年 7 月 31 日	平成 28 年 8 月 31 日
	後期	平成 28 年 10 月 31 日	平成 29 年 1 月 19 日

(※)有馬温泉観光交流センターの納付書の納期限は 8 月 31 日（前期）、11 月 30 日（後期）で使用許可書と異なる納期限の納付書が発行されていた。

③ その他の事務

ア 神戸街遊券の委託販売における販売実績と在庫状況を適切に管理することにより売上金の回収を適正に行うべきもの

協会では、市内の主要観光施設の入館料等として使用できる観光クーポンである神戸街遊券を販売しており、市内宿泊施設等において委託販売も行っている。委託販売においては、委託先に対して神戸街遊券納品時に受領書を、毎月または3ヶ月ごとに販売実績報告を、年度末には販売残数の返納とともに返納報告を提出させており、販売実績報告に基づき売上金の請求を行っている。委託販売において、下記の事例があった。

販売実績と年度末の在庫状況を適切に管理することにより売上金の回収を適正に行うべきである。また、請求金額の誤りや販売実績の訂正があった場合は速やかに精算を行うべきである。販売実績がないにもかかわらず、販売残数が返納されていないものについては、事情を書面にて報告させる等、顛末を明らかにしておくべきである。

(ア) 請求金額の誤りや販売実績の訂正があったにもかかわらず精算を行っていない事例

委託販売先	請求金額（円）		過納又は 不足(△)金額	状況
	誤	正		
A(28年10月分)	2,250	3,420	△1,170	後日販売報告分の請求漏れ
A(29年2月分)	4,500	2,250	2,250	販売実績より多く請求
B(28年11月分)	6,840	4,590	2,250	販売報告の訂正に未対応
C(28年7～9月分)	37,170	33,840	3,330	請求金額計算の誤り

(イ) 納品は行ったが受領書、販売実績報告及び返納報告のすべてがない事例

委託販売先D	平成28年度出庫数10冊、受領書、販売実績報告及び返納報告はない
委託販売先E	

(ウ) 年度末在庫の返納報告がない事例

委託販売先F	平成28年度出庫数40冊、販売実績4冊、返納報告はない
--------	-----------------------------

(エ) 販売実績報告がないにもかかわらず、受領書と返納報告の冊数が異なっている事例

委託販売先G	平成28年度出庫数＝受領書の冊数20冊、返納報告数19冊
委託販売先H	平成28年度出庫数＝受領書の冊数20冊、返納報告数10冊

(4) 意見

① 神戸街遊券の管理について

協会で販売している観光クーポンである神戸街遊券については、管理簿で納品先、入庫数、出庫数、残数、納品番号を記載し管理している。

納品した神戸街遊券の一部が返納された場合の管理簿の記載方法について、返納分を除いたものを出庫数として記載している事例と、返納分を管理簿に記載せず出庫分のみを記載しているため正確な残数を記載していない事例があった。

(事例)

納品先からの受領書		管理簿の記載	
平成 28. 9. 2	57 冊受領	平成 28. 9. 1	56 冊出庫
平成 28. 9. 12	1 冊返納 (受領書にメモ書き)	(返納分を差し引いて管理簿に記載)	
平成 28. 11. 16	196 冊受領	平成 28. 10. 24	196 冊出庫
	7 冊返納	(返納分の記載なし)	

また、管理簿に基づいた在庫確認は行われていない。神戸街遊券は換金性があり、不正リスクもあるため、厳重に取り扱う必要がある。毎月末等定期的に複数の職員で現物と管理簿の残数の照合を行うなど、適切に在庫管理を行われたい。

② 神戸街遊券のあり方について

神戸街遊券は、50 円を 1 点として 1 点券 6 枚、2 点券 12 枚の 1,500 円相当の金券の冊子であり、利用施設は、入館料等として受け取った点数券を集計した上で協会に請求し、協会は点数券を確認した上で利用料を支払う等、利用施設及び協会に煩雑な事務負担が生じている。また利用者の利便性の向上に資しているとは考えにくい。販売施設、利用施設、協会の事務負担の軽減、利用者の利便性の向上及び事業の費用対効果の観点から、電子媒体の活用や鉄道会社との連携など神戸街遊券のあり方を検討されたい。

凡 例

- 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
 - 対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が 1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が 1,000%以上のもの。
- 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。